

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

守山市地域包括支援センター（以下「事業者」といいます。）は、利用者に対して介護予防支援もしくは介護予防ケアマネジメントの提供をします。事業所の運営規定の概要、提供される介護予防サービスおよび介護予防・生活支援サービス事業（以下「介護予防サービス」といいます。）の内容について次のとおり説明します。

- 1 事業者が提供する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについての相談窓口および営業日等

電話 ０７７－５８１－０３３０ FAX ０７７－５８１－０２０３

営業日	土、日、祝日を除く日（ただし12月29日～1月3日は除く）
受付時間	午前9時から午後4時45分まで

- 2 事業所の概要

事業所	守山市地域包括支援センター
所在地	滋賀県守山市吉身二丁目5番22号
事業所番号	2500700014
サービスを提供する通常の事業実施地域	守山市全域

- 3 事業所の法人等概要

名称	守山市
住所	滋賀県守山市吉身二丁目5番22号
種別	市町村
代表者	市長 森中 高史
設立年月日	平成18年4月1日

- 4 事業の目的および事業の運営の方針

- (1) 事業の目的

利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者およびその家族等（以下「利用者等」といいます。）の意向等を基に、介護予防サービス、保健医療サービスおよび福祉サービス等を適正に利用することができるよう、サービスの種類、内容等を定めた計画を作成するとともに、適正なサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービスの提供者（以下「サービス提供事業者」といいます。）との連絡調整等を行うことを目的とします。

- (2) 事業の運営の方針

- ① 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行います。
- ② 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用されるサービスが、特定の種類または特定のサービス提供事業者、サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。

- 5 事業者の職員体制

事業者は、利用者に対して介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

- (1) 従業者

職種	人数	職種	人数	職種	人数
管理者	1名	社会福祉士	1名以上	介護支援専門員	1名以上
保健師	1名以上	看護師	1名以上		

- (2) 職務内容

利用者からの相談に応じ、適切な介護予防サービス・支援計画（以下「サービス計画」といいます。）を作成し、かつ、サービスの提供が確保されるようサービス提供事業者および関係機関等との連絡調整等を行います。

- 6 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の委託

事業者は、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の一部を居宅介護支援事業者に委託することがあります。（以下「委託事業者」といいます。）

委託事業者は、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務に関する知識および能力を有する介護支援専門員が従事する事業者です。委託に当たっては、公正中立の確保等の観点から地域包括支援センター運営協議会の議を経て行います。事業者は委託事業者に対し、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務に加えて、利用者との契約・重要事項説明書の説明・個人情報利用の同意の事務を委託しています。

- 7 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの内容と利用料金

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務について、通常の場合、利用者が利用料を支払う必要はありません。（全額介護保険により負担されます。）

- (1) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの内容

- ① 初回相談を実施します。
- ② 業務内容などを説明し、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント契約書等を締結します。
- ③ 介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書もしくは介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書を守山市長に提出します。
- ④ 利用者のアセスメントを実施し、利用者等の意見を踏まえて、サービス計画の原案を作成します。この場合にあっては、介護予防サービスだけでなく、多様な主体から提供されるサービスの利用についても検討します。
- ⑤ サービス担当者会議を開催し、サービス計画の原案を検討します。
- ⑥ サービス計画について利用者から同意をいただき確定します。
- ⑦ サービス計画に基づいてサービスを提供します。
- ⑧ 定期的・継続的にモニタリング(経過管理)を実施し、サービス計画の継続・見直し等を検討します。
- ⑨ 定期的あるいは必要に応じて、サービス担当者会議の開催、サービス計画の変更などを行います。

- (2) サービス利用料金

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務について、事業者もしくは委託事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。ただし、利用者が以前に保険料の滞納がある場合は、下記の料金をいただき、

サービス提供事業者から交付されたサービス提供証明書をもって差額の払い戻しを受けることができます。

(1 月につき)			
区分	単位数	地域単価	金額
ア 介護予防支援費、介護予防 ケアマネジメント費	442 単位	10. 42 円	4, 605 円
イ 初回加算	300 単位		3, 126 円
ウ 委託連携加算	300 単位		3, 126 円
エ 介護職員等处遇改善加算	所定単位（アからウまでにより算定 した単位数の合計）×21/1, 000	－	－

- ＊初回加算は、新規にサービス計画を作成する利用者に介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供した場合の初回月のみ加算します。
- ＊委託連携加算は、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを居宅介護支援事業所に委託した場合の初回月のみ加算します。
- ＊高齢者虐待防止措置未実施減算は、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数 442 単位の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算します。
- ＊業務継続計画未策定減算は、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数 442 単位の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算します。
- ＊利用料金に変動があった場合には、サービス提供時点の報酬単価に基づくサービス利用料金を適用します。

8 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの利用に関する留意事項

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを行う担当職員は、事業者もしくは委託事業者にて決定することとします。また、事業者もしくは委託事業者の都合により、担当職員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者はサービス計画の作成にあたって、担当職員へ複数のサービス提供事業所の紹介を求めることや、サービス提供事業所の選定理由の説明を求めることができます。

9 事故発生時の対応方法

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供するうえで事故が発生した場合は、速やかに市、事業者および家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。さらに、利用者の主治医または医療関係への連絡を行い、その指示に従います。

10 守秘義務

事業者もしくは委託事業者の職員は、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供するうえで知り得た利用者等に関する情報を正当な理由なく第三者に漏洩しません。事業者もしくは委託事業者は、職員が在職中に知り得た利用者等の秘密を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。退職後も同様とします。

事業者もしくは委託事業者は、利用者等の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者

等の個人情報を用いません。

11 損害賠償について

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供のため、利用者に生じた賠償すべき損害については、速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

12 苦情の受付について

事業者もしくは委託事業者に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 守山市地域包括支援センター
- 受付時間 月曜日～金曜日 午前 9 時から午後 4 時 4 5 分まで（ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日は除きます。）
- 電話番号 0 7 7－5 8 1－0 3 3 0・F A X 0 7 7－5 8 1－0 2 0 3

行政機関その他苦情受付機関

守山市役所 介護保険課	所在地 守山市吉身二丁目 5 番 22 号 電話番号 077－582－1127・F A X 077－581－0203
滋賀県国民健康保険 団体連合会	所在地 大津市中央四丁目 5 番 9 号 滋賀国保会館 電話番号 077－522－2651（代表）・F A X 077－522－2628

令和 年 月 日

利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 滋賀県守山市吉身二丁目 5 番 22 号
名 称 守山市地域包括支援センター
説明者 氏 名

（業務の委託を受けた居宅介護支援事業者が説明を行った場合）

委託事業者の所在地
委託事業者名
説明者 氏 名

私は、本書面に基づいて事業者または委託事業者から重要事項の説明を受けました。

利 用 者 住 所

氏 名

（代理人） 住 所

氏 名

続柄（ ）